

## さいたま市告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定納付受託者

- (1) 名 称 株式会社トラストバンク
- (2) 事業所の所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
  
- (1) 名 称 楽天グループ株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
  
- (1) 名 称 株式会社アイモバイル
- (2) 事業所の所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
  
- (1) 名 称 株式会社JR東日本ネットステーション
- (2) 事業所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
  
- (1) 名 称 P a y P a y 株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
  
- (1) 名 称 株式会社さとふる
- (2) 事業所の所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
  
- (1) 名 称 アマゾンジャパン合同会社
- (2) 事業所の所在地 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

### 2 指定をした日

令和8年3月26日

### 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から

### 4 納付事務に係る歳入等

寄附金

### 5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所財政局財政部財政課資金係
- (2) 電話 048（829）1156